

令和5年（ワ）第24056号 国家賠償等請求事件

原告（閲覧制限）

被告 国外2名

補助参加人 一般社団法人[REDACTED]医師会

## 補助参加人準備書面(1)

令和6年 8月 23日

東京地方裁判所 民事第17部 合議1係 御中

補助参加人訴訟代理人

弁護士 平 沼 直 人

同 石 原 博 行

同 池 澤 照 明



補助参加人は、令和5年9月20日付訴状、及び令和5年12月23日付訴へ変更申立書に対し、被告[REDACTED]市に対する請求との関係で必要な限度において、以下の通り認否・反論する。

### 第1 令和5年9月20日付訴状に対する認否

#### 1 請求の原因第二の一の認否

(1) 1について

認める。

(2) 2について

第1文（「原告Aは、」に始まり、「旨を伝へた。」に終わる文。）は否認する。

確かに、原告Aは予診票に子宮内膜症や不整脈について記載しているが、■■■■ ■■■■医師（以下「■■■■医師」という。）に対し原告Aが口頭で子宮内膜症や不整脈について説明してきたことはない。また、服用薬についても自ら申告してくることはなかった。

第2文（「これに対し、」に始まり、「よいと述べた。」に終わる文。）は不正確であるため否認する。原告Aの予診を担当した■■■■医師は、原告の申告等を踏まえた上で、原告Aにコロナウイルスのワクチンを接種させることについて問題がないと判断しその旨を原告Aに伝えた。また、■■■■医師が原告Aに対し、心臓に疾患があるならなおさらワクチンを打った方が良いと伝えたことはない。

第3文（「すると、横に」に始まり、「同意した。」に終わる文。）のうち、女性誘導員が原告Aに話しかけたことは認め、女性誘導員と原告Aの会話内容及び原告Aの内心については不知、その余は否認する。■■■■医師の予診が終わったところに、女性誘導員が予診スペースに入ってきて原告Aと何らかの話をしていた。その後、原告Aは当該誘導員の誘導に従って接種スペースへと移動した。

(3) 3について

第1文（「原告Aは、接種して」に始まり、「異変を感じた。」に終わる文。）は不知。

第2文（「すなはち、」に始まり、「冷たさを感じた。」に終わる文。）は不知。

第3文（「次いで、身体中に」に始まり、「倒れこんだ。」に終わる文。）のうち、原告Aが会場のベッドに倒れこんだとの部分については不正確であるため否認し、その余は不知。原告Aは、のどの違和感を訴え会場内の救護スペースに設置されたベッドに横になっていただけで、倒れた等の事実は存在しない。

第4文（「血圧が急激に」に始まり、「必要ないと述べた。」に終わる文。）

のうち、血圧が急激に低下したという点は否認し、その余も不正確であるため否認する。■医師がベッドに横になっている原告Aのバイタルサインを確認したところ、血圧も酸素飽和度も正常値であった。その後、看護師から、原告Aが救急車に乗りたいと言っているがどうするか、との確認を受けた■医師は、上述の通りバイタルサインが正常であったことや、■医師が救護スペースを訪れた際には原告から特段救急車を呼んでほしいという要請がなかったことなどから、このまま救護スペースで経過を観察するとの方針を取ることにし、その旨を看護師に伝えた。

第5文（「しかし、足は」に始まり、「寒気を感じた。」に終わる文。）のうち、原告Aが毛布をかぶっていたことは否認し、その余は不知。

第6文（「動悸と息切れが」に始まり、「横たはつてみた。」に終わる文。）は否認する。■医師が2度目に原告Aの元を訪れた際に、腕の違和感等を訴えることはあったものの動悸や息切れなどの症状を訴えることはなかった。また、この時に原告Aはベッドに横になってはおらず、上半身を起こして背中中で積み上げられた布団・クッション等によりかかるような態勢を取っていた。

第7文（「すると、原告Bと」に始まり、「運ばれた。」に終わる文。）のうち、原告Bらが原告Aを迎えに来たことは認め、その余は否認ないし不知。

第8文（「医師は原告Aの」に始まり、「頭を下げた。」に終わる文。）は否認する。

(4) 4について

第1文（「車に何とか」に始まり、「呼んでもらった。」に終わる文。）のうち、一度帰宅しようとした原告らがまた■に戻ってきたこと及び職員が救急車を呼んだことは認め、その余は不知。

第2文（「救急車が来て」に始まり、「と述べた。」に終わる文。）は不知。

(5) 5について



不知。

## 2 請求の原因第四の認否

### (1) 一の3について

否認ないし争う。なお、原告Aの予診を行った■■■■医師は形成外科を専門とする医師であるが、インフルエンザ等のワクチン接種は日常的に行っており、予防接種に関する知識は十分に有している。

### (2) 二の4について

否認ないし争う。

### (3) 二の5について

否認ないし争う。

## 第2 令和5年12月23日付訴え変更申立書に対する認否

### 1 変更の理由第二の三について

#### (1) 1について

##### ア (1)について

第1文（「原告Aは、」に始まり「問診を受けた。」に終わる文。）は認める。

第2文（「その際、問診医から」に始まり「尋ねるのみであった。」に終わる文。）は否認する。原告Aを予診した■■■■医師は、原告Aに対し、副反応として腕の痛みや発熱、倦怠感などが出ることを考えられる旨の説明をした。

第3文（「これに対し」に始まり、「旨を伝へた。」に終わる文。）は否認する。上述の通り、■■■■医師に対し原告Aが口頭で子宮内膜症や不整脈について説明してきたことはないし、服用薬についても自ら申告してきていたとはなかった。

第4文（「これに対し、」に始まり、「よいと述べた。」に終わる文。）は不正確であるため否認する。上述の通り、原告の予診を担当した■■■■医師は、

原告の申告等を踏まえた上で、原告にコロナウイルスのワクチンを接種させることについて問題がないと判断しその旨を原告に伝えた。また、■■■■医師が原告Aに対し、心臓に疾患があるならなおさらワクチンを打った方が良いと伝えたことはない。

イ (2)について

第1文（「すると、被接種者」に始まり、「申し向けた。」に終わる文。）のうち、女性誘導員が原告Aに話しかけたことは認め、女性誘導員と原告Aの会話内容については不知、その余は否認する。上述の通り、■■■■医師の予診が終わったところに、女性誘導員が予診スペースに入ってきて原告Aと何らかの話をしていた。

第2文（「そもそも、問診スペース」に始まり、「状況であった。」に終わる文。）は否認ないし争う。予診スペースは完全な個室にはなっていなかったものの、一度に予診スペースに入る患者は1名のみであり、その患者の予診が終わるまで次の患者が予診スペースに入ってくることはない。また、誘導員は予診終了後に予診スペースに入り、患者を接種場所まで誘導するのであるから、立ち聞きをすることはない。

ウ (3)について

誘導員が原告Aに話しかけるのを■■■■医師が制止しなかったことは認め、その余は否認ないし不知。

エ (4)について

第1文（「なほ、原告Aが」に始まり、「問診実施後ではない。」に終わる文。）は否認する。原告Aは、予診票のうち質問事項への回答欄等には■■■■医師による予診前に全て記入を済ませていたものの、予診票の「新型コロナウイルスワクチン接種希望書」欄に署名をしたのは■■■■医師による予診終了後である。

第2文（「すなはち、」に始まり、「体制が取られてゐた。」に終わる文。）

のうち、接種会場であった[REDACTED]センターでは、1階に被接種者の受付が、2階に予診及び接種スペースが設置されていたこと、1階に記載台があったこと、2階で予診医の予診を受けることになっていたことは認め、その余は否認。

第3文（「しかし、」に始まり、「強く窺はれるのである。」に終わる文。）は否認ないし争う。

(2) 2について

否認ないし争う。

第3 補助参加人の主張

1 補助参加人は原告Aのワクチン接種を適切に実施したこと

補助参加人は、被告市との新型コロナウイルスワクチン集団接種業務委託契約（乙4）に基づき、ワクチン接種業務を実施していたものである。そして、その実施に際しては、半日当たり2～3名の医師及び4～5名の看護師に接種業務を担当させ（戊1）、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する医療機関向け手引き（乙2）等に従った適正な実施を徹底していた。

原告Aの接種経過についても、受付における本人確認後、当日の予診を担当していた[REDACTED]医師（戊1）が原告Aの予診を十分に行った上で接種が行われており、適切な接種が実施されていたことは明らかである。具体的には、原告Aは、接種券に同封されていた「新型コロナウイルスワクチンの説明書」を読み、ワクチンの効果や副反応について理解し、予診票の質問事項に対する回答欄等に全て記載をした状態で、[REDACTED]医師の予診スペースに向かった。原告Aの予診票の記載を確認し予診を行った[REDACTED]医師は、原告Aが、コロナウイルスワクチン接種を受けることが適当でない者には当たらず、不整脈の申告記載から「予防接種の判断を行うに際して注意を要する」者（乙2・57頁）には当たる可能性があるものの、原告が接種当時内服治療をしていないことその他の事情から総合的に検討をした結果、ワクチン接種を受けても問題はないと判断した。



そのうえで、■■■■医師は、原告Aに対し接種に当たっての注意点や副反応（腕の痛み、発熱、倦怠感など）について十分な説明を行った。原告Aは、■■■■医師の予診を受けるまで、予診票の接種希望書欄に署名をしていなかったが、予診が終了した際に、自らの判断で署名を行った。■■■■医師の予診を終え予診スペースを出た原告Aは、接種スペースに行き、新型コロナウイルスワクチンの接種を受けた。

## 2 補助参加人は接種後に不調を訴えた原告Aに対し適切な処置を施したこと

また、補助参加人は、新型コロナウイルスワクチン接種後にのどの違和感等の体調不良を訴えた原告Aに対して、適切な処置を施している。具体的な経過は以下のとおりである。

ワクチン接種後、原告Aは待機場所にて30分の経過観察を受けていたが、のどの違和感を訴え、救護スペースで横になった。当初は、救急車を呼ぶよう看護師らに要請していたが、当日の緊急時対応医師でもあった■■■■医師（なお、補助参加人は、接種担当表（戊1）の予診スペース1に配属された医師に緊急時対応を担当させていた。）、が原告Aの様子を見に行った時には、原告Aがそのような要求をすることは一切なかった。また、■■■■医師がバイタルサインを計測したところ、特段の異常は認められなかった。そのため、■■■■医師は経過観察を看護師らに指示した。

その後、2度目に■■■■医師が原告Aの様子を確認した際に、原告は、のどの違和感はなくなったが、今度は腕に違和感がある旨を■■■■医師に対して訴えていた。■■■■医師は、腕に力が入るか否かや腕を上げることができるかを確認した上で、予診時に説明した副反応の1つが顕れたものであると判断し、帰宅しても良い旨を看護師らに指示した。なお、この時、原告Aは上半身を起こして背中積み上げられた布団・クッション等によりかかるような姿勢を取っていた。

原告Bらが原告Aを迎えに来た際に、■■■■医師は再々度原告Aの様子を見に

行った。この時、原告Aは車いすに乗った状態であった。■■■■医師は、原告A  
に対し、自宅に帰ってゆっくり休むよう声をかけ、原告Aの下を離れた。

以上